

市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書の見方

簡単な納税通知書の見方を掲載しましたので、同封の納税通知書と併せてご覧ください。

この破線部の中には、年税額の内訳として各納付方法ごとの税額が記載されます。
納付方法ごとの税額 (②,③,④) を合算すると、年税額 (①の税額) になります。

年税額が記載されます。

普通徴収 (納付書・口座振替) の税額が記載されます。
公的年金所得のみの方で、特別徴収 (年金からの差し引き) が10月開始の方は、1期分または1・2期分が普通徴収となります。
↓は全期分で納める税額です。

▼試験期日 住所

年 税 額	給 与 特 徴 税 額	年 金 特 徴 税 額	差 引 普 通 徴 収 税 額
①	②	③	④

※「光当又は委任納付額」がある場合は、支額に納める額に光当又は委任納付額を差し引いた金額となります。

	第1期	第2期	第3期	第4期
納 期 限	年X月X日	年X月X日	年X月X日	年X月X日
		⑤		

▼一括で納めていただく場合
一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

全期前納納期限	全期前納納付額	⑤
年X月X日		

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

	年4月	⑥	年6月	年8月
年金より特別徴収される額				

▼今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	年10月	⑥	年12月	年2月

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

	年4月	⑦	年6月	年8月
年金より特別徴収される額				

【納税通知書の見方】

上の表に記載されている番号と合わせてご確認ください。

- ① 令和8年度市県民税の年税額です。(②、③、④は、年税額の内訳になります。)
- ② 給与からの差し引きにより納めていただく税額です。
- ③ 令和8年度分として年金からの差し引きにより納めていただく税額です。
- ④ 納付書または口座振替で納めていただく税額です。
- ⑤ 納付書または口座振替で納めていただく際の、各納期ごとの税額と納期限です。
口座振替の方は、納期限の日に指定の口座から振替となります。
- ⑥ 令和8年度分として令和8年4月から令和9年2月までの間、年金から差し引かれる税額です。③に記載されている税額と同額になります。
- ⑦ 令和9年度分として令和9年4月以降の年金から差し引かれる税額です。(令和9年度の税額が確定するまでの間、仮の税額を差し引き、10月以降の年金で調整されます。)